

# 時評

豊見山 和美

くる。私もその恩恵に与  
かかっているが、屋敷地島へ  
向かう時は自分がかまかに  
緊張しているのを感じるの  
が常だ。この病に対する長  
く根深い差別の歴史を知る



ヘイトスピーチに反対するのぼりなどを掲げ、  
ヘイトスピーチ規制条例の早期制定を訴える沖縄県  
ウインタースーツのメンバーら。4月、那覇市役所前

沖縄県といわゆるヘイト  
スピーチ対策条例の検討が  
進んでおり、本年度中の制  
定をめざしていると伝えら  
れている。近日中には案文  
が示され、パブリックコメ  
ントも実施されるであら  
う。差別・憎悪言動をいか  
に根絶していくかは、とり  
わけ分断化が進む社会の中  
で相手方を罵詈雑言で罵倒  
したり、社会的に弱い立場  
の者を侮蔑・嘲笑するよう

な風潮があるだけに、緊要  
の課題であることは言うま  
でもない。しかし、その対  
応策として法令をもって厳  
しく罰するものが最善の策  
なのかも含め、慎重に議論  
すべきことは多い。  
本欄(2013年10月12  
日付ほか)で一般論として  
述べてきたように、差別言  
動の対応策としては大き  
く、予防・救済・規制があ  
る。日本では国レベルとし

暴力をふるう立場にいた  
らうと思つて怖くなるから  
かもしれない。  
いまこの地で染布作家・  
平井真人の個展が開催中  
である。1950年生まれの

奔流へと委身していた。空  
間は慣例をモノトーンのエ  
リアと躍動的なカラフルな  
エリアに分かれ、その中  
心に「豊草」社2022  
が立っている。それは豊草

がして、こぼれたのは  
つがゆこくろと解かれて  
いくのだ。  
本展は、染織は絵画をし  
ぬぐという命題にもがいた  
京都時代から、沖縄の人間



## 「夏」テーマに 彫刻の五七五 那覇、20日から展覧会

彫刻の五七五展十かたち  
で読む「夏」 カンカン

「夏」は五寸(約16センチ)×七  
寸(約22センチ)×五寸以内と決  
められている。季語を意識  
したテーマも設定され、今  
回は「夏」。出品には今  
年6月に告知しており、約

◇第1

あきとめ・か  
球大学びらお  
校文学賞読書部

また教職課程  
白に戻ったキヤ  
次の時までしほ

鮮やかな色を連  
そのひと息が人  
魂が抜けるが如  
描き始めた時の

節目としての赤  
キャンバスを土  
描き上げた赤  
環境意識を聴く

キャンバスにぶ  
左手のバレット  
教職の後、産  
画腕を垂れ下け

そつと優しく握  
無垢な絵筆をバ  
覗き込むように

循環

琉球

# テモや集会 制約懸念も

## 実効性ある救済手続きを

### ヘイトスピーチの規制

ているとは言い難い。一  
方、規制に関してはヘイト  
スピーチ解消法ができたも  
の、具体的強制力をもた  
ない理念法としての色彩が  
強いことは否めない。  
自治体の対応も  
そうした中で、2010  
年代に入って具体的な差別  
・憎悪言動を含む街頭活動  
が行われてきた地域を中心  
に、条例による対応策をと  
る自治体が現れるようにな  
った。その典拠例は、大阪  
・鶴橋、川崎・桜本の在日  
コリアン集住地区を抱える

も、同様の差別差態を前に  
施設利用制限などの対応策  
が作られた。部落差別問題  
の先進地でもある香川県平  
では、以前よりある人権条  
例に重ねる形で規制ルール  
を策定するなどしている。  
現在検討中の相模原市もこ  
の範疇といえ、とりわけ最  
近の選挙ヘイトでもいち  
べき選挙活動をかたこと  
差別・憎悪言動に対する対  
応策として、条例制定が位  
置付けられている。  
これに対して東京都はオ  
リンピックの開催に合わせ  
た多様性社会の実現を意図

とらうことだ。  
事態は変化  
これからすると、今回の  
「沖縄県本邦外出身者に対  
する不当な差別的言動の解  
消に向けた取組の推進に関  
する条例(仮)」の場合  
は、明確な立法事実(条例  
が必要具体的な差別言動  
の例)について、十分に示  
されていないのではない  
か。それからすると、ど  
れからいえば前述の啓蒙型  
といふことになると思われ  
る。その場合は、規定内容  
もマニュアルなものになら

意味では近似しているもの  
の、ひろゆきや田村高樹の  
画事案の場合も、那覇や朝  
菜による炎上商売とも見え  
るビジネスとしての側面が  
あり、残念ながらこれらは  
今後検討されている条例で  
は対応しきれない。  
これまで日本には差別を  
禁止する法律がない、とい  
うわれ方をしてきた。し  
かし二十数年ほどで事情は  
大きく変わってきている。  
女性に始まり、障害者、ア  
イス、部落、ハンセン病な  
ど特定分野に関する人権法  
が整備されてきた。ヘイト

て、人種差別撤廃条約批准  
を受けての国内法整備の一  
環として、人権啓蒙法が制  
定された。同法とそれに基づ  
く基本計画によって、教  
育・啓蒙・予防のための国  
・自治体の責務はじめ一般  
企業においてもさまざまな  
取り組みがなされている。  
救済に関しては、法務省人  
権擁護委員制度があるもの  
の一連の差別言動に機能し

大阪市と大阪府、川崎市の  
条例化であろう。大阪は先  
進自治体として国の議論に  
先行して氏名公表スタイル  
を導入し今日に至ってい  
る。一方で川崎は初の刑事  
罰導入で話題になったが、  
それ以前にも公的施設の使  
用制限ができたアイトライ  
ンを制定するなどの取り組  
みを進めてきている。  
あるいは京都市や神戸市

に置いた啓蒙型の条例だ。  
ただし注意が必要なのは、  
都道府県同時期にこの二  
エンスタから「有言図  
書の一斉排除を実施した  
り、首長である都知事が関  
東大震災における朝鮮人犠  
牲者への追悼を取りやめる  
など、いわば「浄化」政策  
の一環として条例が位置づ  
けられているようにみえ  
る。これは行政の判断のも  
とに、意に沿わない言動を  
排除するといふ使われ方に  
発展しかなない危険がある

るを得ないと思われるし、  
むしろ対応の第一歩として  
大切なのは、県や首長自身  
が多様性を認め合う共生社  
会実現のために、どのような  
姿勢を示すかといふこと  
ではないか。  
あるいは、他の条例が主  
として念頭におく在日コリ  
アに対する差別言動より、  
いま沖縄が直面する  
「沖縄ヘイト」に対処する  
ためならば、それに即した  
政策を考える必要がある。  
どちらも「卑下」とい

スピーチ解消法後は行政の  
取り締まり姿勢も明確に変  
わり、司法においては集住  
地区における街頭活動の禁  
止命令も出されている。  
ネット上の誹謗中傷投稿  
等に対しては、発信者情報  
の開示手続きの簡素化が法  
改正と行政手続きの変更で  
実現し、その具体的な実践  
は今始まったばかりだ。さ  
らに今年春には侮辱罪の厳  
罰化を実現し、いわばヘ  
イト言動に対し懲罰刑が科さ  
れる可能性もある。

きた歴史があるし、現在も  
そつとだ。  
こうした取り締まる側に  
恣意的な判断権を委ねる法  
令の怖いのは、差別言動を  
含むような「悪いテモ」は  
取り締まるが、政治的主張  
を行う「善いテモ」は捕ま  
えない、という善し悪しの  
判断を公権力が行う点にあ  
る。いつ何時、善悪が逆転  
するかわからないのである。  
実際、日本の中でも沖  
縄は、米軍基地関連の抗議  
活動で逮捕者も出ている土  
地柄である。そうした県  
で、さらなる「治安」条例  
を作り、警察による取り締  
まりの手法を増やすこと  
は、たとえ具体的な刑事罰  
規定がないにせよ、あまり  
に危険な賭けではないか。

当事者からすれば「よう  
やく」といふものが、侮辱  
罪はわずか半年の法制度審  
議で改正まで進むなど、一  
気呵成に対応策は充実して  
きているわけだ。そうした  
なかで、これらの効果の測  
定もまま、県内で威嚇  
的なあるいは刑事罰による  
抑止力を期待するような条  
例を作ることの意味合いは  
見当たらない。

### 表現の自由

しかも、この差別や憎悪  
を含む街頭活動等の規制に  
おいて厄介なのは、常に表  
現の自由との関係が生まれ  
ることである。しかも時  
に、内容に随って込むことな  
く、平穏な生活の維持、騒  
音の防止、道路のスムーズ  
な運行などを理由にして、  
テモや集会を制約すること  
が日本では頻繁に行われて

地柄である。そうした県  
で、さらなる「治安」条例  
を作り、警察による取り締  
まりの手法を増やすこと  
は、たとえ具体的な刑事罰  
規定がないにせよ、あまり  
に危険な賭けではないか。  
ヘイトに抗うための「唯  
一の選択肢」は禁止条例で  
はなく、たゞは対象に沖  
縄ヘイトを包含した、実効  
性がある「安(くち) 簡  
(準) 早(い) 」の行政  
救済手続きの充実を図るこ  
となどが考えられる。それ  
は、県内での「批判の自  
由」を守るためでもある。  
(専修大学教授・言論法  
第2土曜掲載)

本連載の過去記事は本紙  
ウェブサイトに「悪かな  
風」『言論場なるつと』  
(いずれも田畑書店)で読  
めます。